

5年度の区税条例の改正

区税務課税務係 (☎5722-9819、📠5722-9324)

地方税法などが改正され、6月に区税条例を改正しました。改正の主な内容は次のとおりです。

森林環境税の導入に係る所要の改正

森林がもつ公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、自治体が行う森林の整備などの施策の財源に充てるため、平成31年度の税制改正で森林環境税(国税=年額1,000円)が創設されました。

この森林環境税を、令和6年度から特別区民税の均等割と併せて賦課徴収を行うため、必要な改正を行います。

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例適用期限の延長

環境負荷の少ない軽自動車を取得した年度の翌年度分税率を軽減する特例措置の適用期限を、原則3年(8年度まで)延長します。

燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化

自動車メーカーの燃費・排ガス不正行為により、本来の税額との差額である不足額が発生した場合、メーカーが納付すべき不足額の加算割合を35%に引き上げます。

特定小型原動機付自転車の適用税率

特定小型原動機付自転車(電動キックボード)の軽自動車税の種別割の税率を2,000円とします。

住生活 マスタープラン を策定しました

区住宅課居住支援係

(☎5722-9878、📠5722-9325)



多様な区民の暮らしや住まいの特性に沿った住宅政策を推進するため、住宅マスタープラン(第6次)を改定して、住生活マスタープランを策定しました。

基本理念

みんなでつくる
だれもが安心して住み続けられる
めぐる



基本目標

- 住みよい住宅と住環境を「つくる」
- すべての人へ安心な住まいを「届ける」
- 住宅と住環境の質を維持し「高める」

9月下旬から、計画(全文)と計画素案に対する意見募集の実施結果は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階住宅課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館のほか、区HP(コード①)でご覧になれます。



情報公開・個人情報保護制度の運用状況(4年度)

区行政情報マネジメント課 (☎5722-9622、📠5722-8674)

情報公開制度

公正で開かれた区政を推進し、区政への区民参加を促進するために実施しています。

情報開示請求・決定状況

請求件数や開示決定状況は表1、請求人の区分は表2のとおりです。開示請求による開示以外にも、情報の公表や提供、会議の公開を進めています。年間で498件の情報の公表や延べ100回の会議の公開をしました。

区議会でも、独自に情報公開制度を設けています。4年度は6件の開示請求がありました。

表1 情報開示請求の開示決定状況 (件数)

全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
34	83	0	3	0	120

表2 情報公開請求の請求人の区分 (件数)

区内居住者	区内事業者	理由明記者
19	6	95

運用状況の詳細は、区HP(情報公開・個人情報保護制度はコード②、区議会情報公開制度はコード③)でご覧になれます。



個人情報保護制度

区は、個人情報を扱う業務は、あらかじめ登録することとしています。利用目的や記録項目、記録範囲を記載した個人情報ファイル簿は区HP(コード④)、または総合庁舎本館1階区政情報コーナーでご覧になれます。なお、区のシステムに登録されている個人情報は、住民記録に関する情報や住民税に関する情報などがあります。



自己情報の開示・訂正請求の決定状況

住民票の写しなど、85件の開示請求がありました。開示請求の決定状況は表3のとおりです。

個人情報の保有・利用・提供の制限

個人情報を保有するにあたっては、法令の定める所掌事務や業務を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定します。

また、利用目的以外での利用・提供は、①法令に定めがある②本人が同意している③区や他の行政機関などが法令の定める所掌事務や業務の遂行に必要な範囲で相当の理由がある④専ら統計の作成や学術研究の目的である⑤本人以外に提供することが明らかに本人の利益になる場合を除き、禁止されています。

個人情報を目的以外に利用・外部提供した件数は表4のとおりです。

また、個人情報の外部への委託などは、情報公開・個人情報保護審議会に計5回、16件の答申を得ました。

表3 自己情報の開示請求の決定状況 (件数)

全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
34	35	1	14	1	85

表4 個人情報保護制度の目的外利用・外部提供の運用状況 (件数)

項目	件数	根拠	
		審議会一括承認	審議会答申
目的外利用	29	28	1
外部提供	596	595	1